	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働大臣又は都道府県知事	地方公務員災害補償基金	厚生労働大臣
支援給付関係情報であって第四十四条で定めるもの	年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であって第四十四条で定めるもの	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する情報であって第四十四条で定めるもの	学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって第四十四条で定めるもの	特別児童扶養手当関係情報又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）による職業転換給付金の支給に関する情報であって第四十四条で定めるもの	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報（以下この条において「地方公務員災害補償関係情報」という。）であって第四十四条で定めるもの	失業等給付関係情報又は特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十七年法律第四十七号）による職業訓練の実施等に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）による職業訓練受講給付金関係情報（以下この条において「職業訓練受講給付金関係情報」という。）であって第四十四条で定めるもの

	四十三　都道府県知事等	四十四　国土交通大臣	四十五　国土交通大臣	四十六　都道府県知事	四十七　都道府県知事	四十八　市町村長	
生活保護法による就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給に関する事務であって第四十五条で定めるもの	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十三条第一項の登録を受けた者が行う建築物の構造計算に係る適合判定資格者検定又は建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第一項の登録を受けた者が行う建築物の構造計算に係る適合判定資格者検定に関する事務であって第四十六条で定めるもの	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）による一級建築士の免許に関する事務であって第四十七条で定めるもの	建築士法による二級建築士又は木造建築士の免許に関する事務であって第四十八条で定めるもの	クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）による クリーニング師の免許に関する事務であって第四十九条で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの	
内閣総理大臣	内閣総理大臣	法務大臣	法務大臣	法務大臣	法務大臣	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	都道府県知事	法務大臣
公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第四十四条で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第四十五条で定めるもの	戸籍関係情報であって第四十六条で定めるもの	戸籍関係情報であって第四十七条で定めるもの	戸籍関係情報であって第四十八条で定めるもの	戸籍関係情報であって第四十九条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第五十条で定めるもの	児童福祉法による児童及び家庭その他の福祉に関する必要な実情の調査及び判定、身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉法による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法による知的障害者に関する相談及び指導のために作成された情報（以下この条において「障害者関係情報」という。）であって第五十条で定めるもの	戸籍関係情報であって第五十条で定めるもの